

11月は 児童虐待防止推進月間 です

「もしかして」あなたが救う 小さな手
平成27年度児童虐待防止推進月間標語



オレンジリボンは
児童虐待防止の
シンボルマークです

主催：厚生労働省・内閣府

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



お住まいの地域の児童相談所につながります。 ※一部のIP電話からはつながりません。 ※通話料がかかります。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待とは・・・

身体的虐待

なぐ、^け蹴る、^{たた}叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、^{おぼ}溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、
重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、^{おど}無視、きょうだい間での差別的扱い、
子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

虐待を受けたと思われる
子どもがいたら。

ご自身が出産や
子育てに悩んだら。

子育てに悩む
親がいたら。

児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡ください。

連絡先

○児童相談所全国共通ダイヤル

いちはやく
189

○埼玉県南児童相談所

048-262-4152

○戸田市こども家庭相談センター

048-433-2222

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。